

青森県報

号外第三十号

平成十七年
三月三十日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一
 青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 二
 青森県知事の権限に属する事務の一部を議会事務局長に委任する規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 三

訓 令

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令…………… (人事課) …… 四

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十二号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のよう

に改正する。

第四条の三第十八号中ヲをタとし、同タの前に次のように加える。

カ 第五十六条第一項の規定による負担能力の認定に関すること。

ヨ 第五十六条第九項の規定による官公署に対する書類の閲覧及び資料の提供の請求に関すること。

第四条の三第十八号中ヲをワとし、ルをヨとし、又をルとし、リを又とし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、口の次に次のように加える。

ハ 第二十一条の九の二の規定による医療の給付等に関すること。

第四条の三第十八号の三ニを同号ホとし、同号ハ中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同ハを同号ニとし、同号口の次に次のように加える。

ハ 第五条第一項の規定による特定慢性疾患医療給付費用の支払命令及び同条第三項の規定による特定慢性疾患医療納入金の徴収に関すること。

第四条の三第二十二号中「医療用具に係る」を「医療機器に係る」に改め、同号チ中「第四十条」を「第四十条第二項」に、「医療用具」を「管理医療機器」に改め、同号リ中「第三十九条第一項」を「第三十九条の三第一項」に、「医療用具」を「管理医療機器」に改め、同号又中「医療用具」を「管理医療機器」に改め、同号ル中「本号」を「この号」に、「第三条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同号ヲ中「第四条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同号ワ中「第四条第三項及び第四条の二」を「第四十六条第三項及び第四十七条」に改める。

第五条第三号イ中「第五条」を「第五条第二項」に改め、同号ハ中「ツベルクリン反応検査及び」を削り、同号ル中「結核診査協議会」を「協議会」に改める。

第五条の二第七号イ中「第十八条」を「第二十条」に改め、同号口中「第十九条」を「第二十一条」に改める。

第六条第七号中「収入命令」を「収入通知」に改め、同条第十四号中「医療用具」を「医療機器」に改める。

第九条第一号ハを削り、同号ニ中「第二十七条第九項」を「第二十七条第七項」に、「及び生活指導」を「生活指導及び就業の支援」に改め、同ニを同号ハとし、同号中ホをニとし、ヘをホとし、同号ト中「第二十八条第一項」の下に「及び第二項」を、「措置」の下に「及び措置の期間の更新」を加え、同トを同号ヘとし、同ヘの次に次のように加える。

ト 第二十八条第四項の規定による措置の継続に関すること。

ト 第二十八条第四項の規定による措置の継続に関すること。

ト 第二十八条第四項の規定による措置の継続に関すること。

ト 第二十八条第四項の規定による措置の継続に関すること。

第九条第一号中力をヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルをフとし、又をルとし、同号り中「第三十一条第二項及び第三項」を「第三十一条第三項」に改め、同りを同号又とし、同号チの次に次のように加える。

リ 第三十一条第二項の規定による委託の継続及び在所の措置に関する事。

第九条第二号口中「及び第十八条第三項」を削り、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 第十八条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定による養育の期間の更新の認定に関する事。

第十三条第一項第一号ハ中「第十一条の四第一項」を「第十一条の七第一項」に、「及び同条第三項」を、「同条第三項」に改め、「廃止の承認」の下に「及び同条第四項の規定による共済規程の変更の届出の受理」を加え、同号二中「第十一条の八第一項」を「第十一条の二十三第一項」に改め、同号ホ中「第十一条の十四第一項」を「第十一条の二十九第一項」に改め、同号ヘ中「第十一条の十五の三第一項」を「第十一条の三十二第一項」に改め、同項中第十号を削り、第九号の二を第十号とし、第十八号から第二十四号までを次のように改める。

十八 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の施行に関する次のこと。

イ 第十七条第一項及び第二項の規定によると殺処分に関する事。

ロ 第二十条第一項の規定による病性鑑定のための処分に関する事。

ハ 第五十八条第四項の規定による評価人の選定に関する事。

十九 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品及び医療機器に係る薬事法の施行に関する次のこと。

イ 第二十六条第一項の規定による一般販売業の許可に関する事。

ロ 第二十六条第三項ただし書の規定による卸売一般販売業に係る医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可に関する事。

ハ 第二十八条第一項の規定による薬種商販売業の許可に関する事。

ニ 第三十条第一項の規定による配置販売業の許可に関する事（二以上の所管区域にわたる区域を配置区域とする配置販売業に係るものを除く。）。

ホ 二に係る第三十二条の規定による配置販売業者又はその販売員に係る配置従事者の届出の受理に関する事。

ヘ 二に係る第三十三条第一項の規定による配置販売業者又はその販売員に係る配置従事者の身分証明書の交付に関する事。

ト 第三十五条の規定による特例販売業の許可に関する事。

チ 第三十八条及び第四十条第二項において準用する第十条の規定による医薬品の販売業並びに管理医療機器の販売業及び賃貸業の廃止、休止及び再開並びに許可事項及び届出事項の変更の届出の受理に関する事。

リ 第三十九条の三第一項の規定による管理医療機器の販売業及び賃貸業の届出の受理に関する事。

又 第六十九条第二項及び第三項の規定による医薬品の販売業者並びに管理医療機器の販売業者及び賃貸業者からの報告の徴収に関する事。

ル 薬事法施行令（以下この号において「令」という。）（第四十五条第一項の規定による医薬品の販売業の許可証の書換え交付に関する事）。

ヲ 令第四十六条第一項の規定による医薬品の販売業の許可証の再交付に関する事。

ワ 令第四十六条第三項及び第四十七条の規定による医薬品の販売業の許可証の受理に関する事。

二十 獣医療法（平成四年法律第四十六号）第三条の規定による診療施設の開設、休止及び廃止並びに開設届出事項の変更の届出の受理に関する事。

二十一 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）の施行に関する次のこと。

イ 第十六条第一項の規定による家畜人工授精師の免許に関する事。

ロ 第十八条の規定による家畜人工授精師免許証の交付に関する事。

ハ 第十九条第一項の規定による家畜人工授精師の免許の取消しに関する事。

ニ 第二十四条の規定による家畜人工授精師の開設の許可に関する事。

ホ 第二十六条第一項の規定による家畜人工授精師の開設の許可の取消しに関する事。

ヘ 家畜改良増殖法施行令（昭和二十五年政令第二百六十九号。以下この号において「令」という。）第九条の規定による家畜人工授精師免許証の書換え交付に関する事。

ト 令第十条の規定による家畜人工授精師免許証の再交付及び返納の受理に関する事。

チ 令第十一条の規定による家畜人工授精師免許証の返納の受理及び返還に関する事。

二十二から二十四まで 削除

第十三条第一項第五十一号の二チ中「（第二百二十三条第三項及び第四項の規定によ

る業務及び会計の状況の検査に係るものにあつては、リに係るものに限る。）」を削り、同号リ中「（知事が毎年度指定した内水面漁業協同組合に係るものに限る。）」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「西地方農林水産事務所」を「西北地方農林水産事務所」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び下北地方農林水産事務所」を「下北地方農林水産事務所及び西北地方農林水産事務所」に、「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十八条第一項第十一号の五水中「による」の下に「入居の」を加え、同号力中「認定」の下に「及び家賃の徴収」を加え、同号ム中「に規定する共同施設の使用料の徴収」を「の規定による駐車場の利用の承認」に改め、同号に次のように加える。

ウ 第三十条第一項の規定による使用料の徴収に関する事。

エ 第三十一条の規定による駐車場の利用の承認の取消しに関する事。

第十八条第一項第十一号の六に次のように加える。

ホ 第三十三条の規定による届出の受理に関する事。

ヘ 第三十四条の規定による届出の受理に関する事。

第十八条第一項第十六号イ中「第二十三条」を「第二十九条」に改め、同号ロ中「第二十五条第二項」を「第三十一条第二項」に改める。

第十八条第一項に次の一号を加える。

二十一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）の施行に関する次のこと。

イ 第四条の規定による基礎調査に関する事。

ロ 第五条第一項の規定による他人の土地の立入り及び一時使用に関する事。

ハ 第二十五条第一項の規定による移転等の勧告に関する事。

第十八条第三項第一号水中「による」の下に「入居の」を加え、同号チ中「認定」の下に「及び家賃の徴収」を加え、同号ヨを次のように改める。

ヨ 第二十一条第一項の規定による駐車場の利用の承認に関する事。

第十八条第三項第一号に次のように加える。

タ 第二十二条の規定による使用料の徴収に関する事。

レ 第二十三条の規定による駐車場の利用の承認の取消しに関する事。

第十八条第三項第二号に次のように加える。

ホ 第二十四条の規定による届出の受理に関する事。

ヘ 第二十五条の規定による届出の受理に関する事。

第十八条第四項第一号中「青森県総合運動公園（運動施設区域を除く。）」を削

り、同号ハ中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同項第二号中「青森県総合運動公園（運動施設区域を除く。）」を削り、同号ハ中「第十一条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 青森県営駐車場条例（昭和五十九年三月青森県条例第五号）の施行に関する次のこと。

イ 第四条の規定による使用料の徴収に関する事。

ロ 第五条の規定による回数券及びプリペイド・カードの発行に関する事。

第二十一条第一号中力をヨとし、ワを力とし、ヲをワとし、ルをヲとし、又をルとし、リを又とし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、二をホとし、ハを二とし、ロの次に次のように加える。

ハ 第五条第一項ただし書の規定による空港施設の使用の許可に関する事。

第二十一条中第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 令達予算に基づく工事並びに知事の指示した債務負担行為及び継続費に係る工事の施行に関する事。ただし、一件の請負工事設計額（支給品の額を含む。以下この項において同じ。）が一億円以上の工事に係る予定価格の決定及び契約の方法の決定（一般競争入札に付する場合における参加者の資格の設定並びに指名競争入札に付する場合における指名要件の設定及び指名業者の選定（あらかじめ指名要件を設定したものに係るものを除く。）を含む。）並びに検査に関することを除く。

二 前号の規定により施行した工事に係る変更に関する事。ただし、次に掲げる事務については、事前に知事の承認を受けなければならない。

イ 当初契約予定価格又は設計変更後の請負工事設計額が五億円以上の工事の施行に関する事。

ロ 当初契約予定価格が一億円以上五億円未満の工事で設計変更により当初の請負工事設計額の二十パーセント以上の額又は四千万円以上の請負工事設計額の増減を伴うものの施行に関する事。

ハ 当初契約予定価格が一億円未満の工事で設計変更後の請負工事設計額が一億二千万円以上のものの施行に関する事。

第二十三条第三号中「収入命令」を「収入通知」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十三号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則(昭和三十九年八月青森県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「減免」の下に「並びに使用料金の減免の承認」を加える。

第三条第一項第三号、第四条第一項第三号、第五条第一項第四号、第六条第一項第四号、第七条第一項第四号及び第八条第一項第四号中「収入命令」を「収入通知」に改める。

第九条第一項中「青森県条例第一号」の下に「第七条第二項の使用料金の額の決定及び変更の承認に関する事務並びに」を、「青森県条例第九十三号」の下に「第七条第二項の規定による使用料金の額の決定及び変更の承認に関する事務並びに」を加える。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定は青森県営スケート場条例の一部を改正する条例(平成十七年三月青森県条例第五十号)の施行の日(以下「スケート場条例改正条例の施行日」という。)又は青森県武道館条例の一部を改正する条例(平成十七年三月青森県条例第五十一号)の施行の日(以下「武道館条例改正条例の施行日」という。)のうちいずれか早い日から、第九条第一項の改正規定(「青森県条例第一号」の下に「第七条第二項の使用料金の額の決定及び変更の承認に関する事務並びに」を加える部分に限る。)はスケート場条例改正条例の施行日から、第九条第一項の改正規定(「青森県条例第九十三号」の下に「第七条第二項の使用料金の額の決定及び変更の承認に関する事務並びに」を加える部分に限る。)は武道館条例改正条例の施行日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の一部を議会事務局長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十四号

青森県知事の権限に属する事務の一部を議会事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を議会事務局長に委任する規則(昭和三十九年四月青森県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「各号」を削り、同項第三号中「収入命令」を「収入通知」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第七号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令

(部局内部監査規程の一部改正)

第一条 部局内部監査規程(昭和三十五年九月青森県訓令甲第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項の表特別対策局長の項を削り、同条第二項中「部長及び特別対策局長」を「及び部長」に改める。

(職員の任免等発令事務取扱規程の一部改正)

第二条 職員の任免等発令事務取扱規程(昭和三十九年四月青森県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「特別対策局長」を削る。

(青森県職員表彰規程の一部改正)

第三条 青森県職員表彰規程(昭和二十八年七月青森県訓令甲第四十五号)の一部を次のように改正する。

第七条及び第九条第二項中「特別対策局長」を削る。

(官報報告事務取扱規程の一部改正)

第四条 官報報告事務取扱規程(昭和二十三年三月青森県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の表の第五号の(二)中「及び特別対策局長」を削る。

第六号様式の(注)の3中「及び特別対策局長」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

(青森県印刷事務管理規程の一部改正)

第五条 青森県印刷事務管理規程(昭和五十九年四月青森県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「室並びに」を削る。

(住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程の一部改正)

第六条 住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程(平成十四年八月青森県訓令甲第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「企画政策部長」を「総務部長」に改め、同項第二号中

「企画政策部市町村振興課長」を「総務部市町村振興課長」に改める。

第十二条中「企画政策部長」を「総務部長」に改める。

(青森県雪対策連絡会議設置規程の一部改正)

第七条 青森県雪対策連絡会議設置規程(昭和五十三年十月青森県訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「企画政策部長」を「総務部長」に改める。

第四条第二項中「企画政策部次長」を「総務部次長」に改める。

第八条中「企画政策部市町村振興課」を「総務部市町村振興課」に改める。

別表第一中「企画政策部次長」を「総務部次長、市町村振興課長」に改め、「市町村振興課長」を削る。

(津軽・下北地域開発推進連絡会議規程の一部改正)

第八条 津軽・下北地域開発推進連絡会議規程(昭和五十七年七月青森県訓令甲第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「企画政策部長」を「総務部長」に、「企画政策部次長」を「総務部次長」に改める。

第八条中「企画政策部市町村振興課」を「総務部市町村振興課」に改める。

別表第一中「総務部次長、市町村振興課担当の企画政策部次長以外の」を「市町村振興課担当の総務部次長以外の総務部次長、」に改める。

別表第二中「財政課長」の下に、「市町村振興課長」を加え、「市町村振興課長」を削る。

(青森県消費者行政連絡会議規程の一部改正)

第九条 青森県消費者行政連絡会議規程(昭和五十三年九月青森県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「防災消防課長」の下に、「政策調整課長」を加え、「経営振興課長」を「経営支援課長」に改め、「広報広聴室長」を削る。

(青森県青少年行政連絡会議規程の一部改正)

第十条 青森県青少年行政連絡会議規程(昭和五十六年二月青森県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「総務学事課長」の下に、「政策調整課長」を加え、「広報広聴室長」を削る。

(青森県企業誘致対策連絡会議設置規程の一部改正)

第十一条 青森県企業誘致対策連絡会議設置規程(昭和三十七年一月青森県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

別表二中「企画課長、市町村振興課長」を「市町村振興課長、企画課長」に改める。

(青森県農村地域工業等導入促進対策連絡会議設置規程の一部改正)

第十二条 青森県農村地域工業等導入促進対策連絡会議設置規程(昭和四十六年十二

月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「企画課長、市町村振興課長」を「市町村振興課長、企画課長」に、「経営振興課長」を「経営支援課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭